

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つつじ会（以下【法人】という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち週3日以上勤務する者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用弁償とは、執務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別するものとする。

(報酬の支給等)

第3条 法人の理事及び評議員・監事には、その職務の対価として、以下の報酬を支給する。

理事会・評議員会出席報酬	日額	5,000円
理事及び監事	年間報酬	40,000円
評議員	年間報酬	40,000円

- 2 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が評議員会、理事会又は監事監査若しくは会長の要請により会議等に出席した場合は、以下の額を費用弁償として支給する。

会場が自宅所在地の市内	500円
市外	1,000円

- 2 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、前項の規定にかかわらず、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

(職務内容)

第5条 役員は、以下の職務を遂行することにより役員報酬を受け取るものとする。

- (1) 法人運営に関する事項
- (2) 役員の解任・選任等（報酬基準含む）に関する事項
- (3) 財務に関する事項
- (4) 理事会・評議員会の参加

(支給方法)

第6条 役員の年間報酬は、2月25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支給する。

- 2 年間報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。
- 3 理事会・評議員会出席報酬、費用弁償については、その都度支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月9日より施行する。